

事業概要

平成28年度

川崎市動物愛護センター

目 次

第1章 総説

1	沿革	2
2	根拠法令・関係法令	3
	(1) 根拠法令	
	(2) 関係法令	
	(3) 基準・要綱等	
3	組織構成及び人員	4
	(1) 組織構成	
	(2) 職員の配置状況	
	(3) 業務委託契約	5
4	管轄区域	6
5	施設の概要	6
6	建物配置図及び平面図	7
7	事業予算及び手数料	8
	(1) 事業予算	
	(2) 手数料	9

第2章 事業

1	動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業	11
	(1) 動物愛護の普及	11
	① 動物愛護教室	
	② サマースクール「動物愛護センターのお仕事やってみよう！」	
	③ サマースクール～いのちを学ぼう&バックヤードツアー～	
	④ いのちの教育プログラム	
	⑤ 動物愛護フェアかわさき2015	
	⑥ 動物慰霊祭	
	⑦ 施設見学等	
	⑧ かわさき犬・猫愛護ボランティア	
	(2) 動物の適正飼養推進	17
	① 犬猫等の適正飼養講習会	
	② 動物に関する苦情	
	③ 動物に関する相談・問い合わせ	
	④ 返還時の飼い主指導	

2	動物の収容・保護・管理事業	21
	(1) 市内の犬登録・狂犬病予防注射実施状況	
	(2) 犬の捕獲・収容・返還	
	(3) 犬猫等の引き取り	
	(4) 負傷動物の保護	
	(5) 収容動物の飼養管理	
	(6) 犬猫等の殺処分	
	(7) 犬猫等の譲渡	
	(8) 登録と狂犬病予防注射	
	(9) マイクロチップの推進	
	(10) 繁殖制限	
	(11) コーディネート事業	
3	動物取扱業及び特定動物に係わる事業	29
	(1) 動物取扱業	
	(2) 特定動物	
4	鳥獣保護法関係事業	30
	(1) 鳥獣捕獲許可等事務	
	(2) 鳥獣飼養登録事務	
	(3) 移入動物捕獲支援	
	(4) アライグマ防除実施計画	
5	動物由来感染症対策	32
	(1) 収容動物の検査	
	(2) ふれあい動物の検査	
	(3) 高病原性鳥インフルエンザ	
	わんわんレポート	33
	動物愛護センター案内図	

第1章 総説

1 沿 革

昭和49年4月、川崎市飼い犬管理センター条例の制定に伴い、川崎市畜犬管理事務所を川崎市飼い犬管理センターと改称し、動物愛護を基本理念とした「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」の実践的な推進施設として新たに発足しました。

当センターは、市の動物対策の中心的業務を行うとともに、犬、猫等の譲渡、収容動物の健康管理、動物愛護思想の普及啓発の場として市民サービスを実施してきました。

さらに、動物由来感染症などの動物と人の間で憂慮される公衆衛生上の調査研究の拠点となるよう事業を展開してきました。

昭和25年 8月	「狂犬病予防法」制定
昭和26年11月	川崎市立犬抑留所開設
昭和33年12月	「神奈川県飼い犬取締り条例」施行
昭和44年 5月	「神奈川県飼い犬取締り条例」廃止、「神奈川県犬による危害防止条例」施行
昭和46年10月	「川崎市犬抑留所」を「川崎市畜犬管理事務所」と改称
昭和48年10月	「動物の保護及び管理に関する法律」制定
昭和48年11月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」(わんわん条例)を施行し、動物愛護精神を基本理念とした新しい観点から、犬対策等の転換を図る。
昭和49年 4月	「川崎市飼い犬管理センター条例」施行 「川崎市畜犬管理事務所」を「川崎市飼い犬管理センター」と改称
昭和49年 9月	「川崎市飼い犬管理センター」完工式
昭和50年10月	「川崎市動物愛護賞」制定
昭和55年 1月	「神奈川県犬による危害防止条例」廃止、「神奈川県動物保護管理条例」施行
昭和55年 7月	「川崎市動物管理センター条例」一部改正 「川崎市飼い犬管理センター」を「川崎市動物管理センター」と改称
昭和63年 5月	動物ふれあい広場を開設(一部)
平成 元年 4月	動物図書・ビデオコーナー開設
平成 2年10月	動物ふれあい広場完成
平成 9年 4月	「川崎市動物愛護センター条例」一部改正 「川崎市動物管理センター」を「川崎市動物愛護センター」と改称

平成12年 4月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」廃止、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」施行
平成13年 4月	「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正
平成14年 5月	「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」施行
平成14年10月	「身体障害者補助犬法」施行
平成17年 6月	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」施行
平成17年 8月	「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」策定
平成18年 6月	「動物の愛護及び管理に関する法律」、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正
平成20年 4月	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に関する業務が移管される。
平成25年 9月	「動物の愛護及び管理に関する法律」、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」、「川崎市動物愛護センター条例」一部改正
平成26年 5月	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」一部改正

2 根拠法令・関係法令

(1)根拠法令

狂犬病予防法(昭和 25 年 8 月 26 日 法律第 247 号)

狂犬病予防法施行令(昭和 28 年 8 月 31 日 政令第 236 号)

狂犬病予防法施行規則(昭和 25 年 9 月 22 日 厚生省令第 52 号)

川崎市狂犬病予防法施行細則(昭和 25 年 11 月 1 日川崎市規則第 33 号)

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年 10 月 1 日 法律第 105 号)

動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和 50 年 4 月 7 日 政令第 107 号)

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

(平成 18 年 1 月 20 日 環境省令第 1 号)

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例(平成12年3月24日 条例第21号)

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(平成 12 年 3 月 31 日 規則第 45 号)

川崎市動物愛護センター条例(昭和 49 年 3 月 30 日 条例第 13 号)

川崎市動物愛護センター条例施行規則

(昭和 49 年 4 月 1 日 規則第 40 号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成 10 年 10 月 2 日 法律第 114 号)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

(平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号)

(2)関係法令

遺失物法(平成 18 年 6 月 15 日 法律第 73 号)

獣医師法(昭和 24 年 6 月 1 日 法律第 186 号)

家畜伝染病予防法(昭和 26 年 5 月 31 日 法律 166 号)

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成 20 年 6 月 18 日 法律第 83 号)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

(平成 16 年 6 月 2 日 法律第 78 号)

(3)基準・要綱等

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

展示動物の飼養及び保管に関する基準

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目

特定動物の飼養又は保管の方法の細目 等

関係要綱

動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業要綱

電子標識機器(マイクロチップ)による所有者明示措置推進要綱

移入有害動物捕獲支援要綱

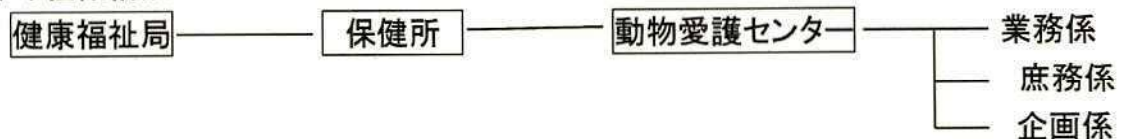
犬の登録申請及び狂犬病予防注射手数料等減免要綱

川崎市動物の譲渡実施要綱

動物の引渡し等に関する実費徴収要綱 等

3 組織構成及び人員

(1)組織構成



(2)職員の配置状況 (平成28年4月1日付け)

	総数	所長	事務	獣医師	飼養管理員	非常勤嘱託員
総数	15	1	2	7	1	4
所長	1	1				
業務係	9			4	1	4
庶務係	2		2			
企画係	3			3		

(3)業務委託契約

平成28年度から、以下の業務について業務委託を実施しています。

ア 川崎市動物愛護センター飼養管理等業務委託

イ 保護収容動物運搬等業務委託

ウ 有害鳥獣捕獲等業務委託

4 管轄区域



5 施設の概要

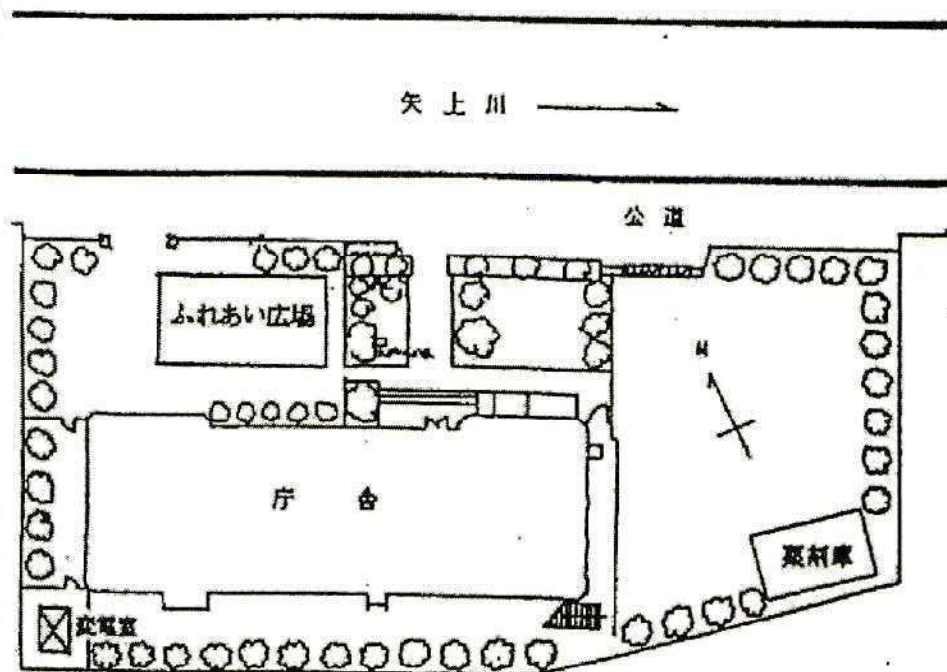
- (1)所在地 川崎市高津区蟹ヶ谷119番地
 (2)敷地面積 1, 282. 64㎡
 (3)建築構造 鉄筋コンクリート2階建
 (4)建築面積 316. 88㎡
 (5)建築延べ面積 609. 33㎡
 (6)施設内容



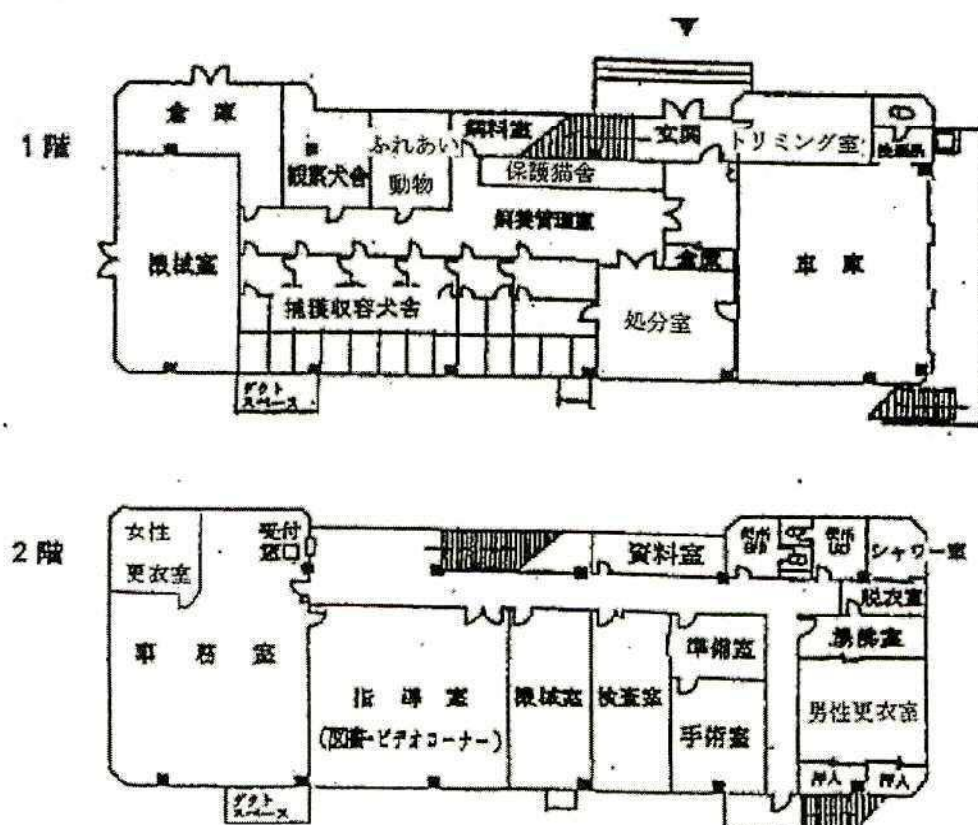
ア 管理関係施設	380. 77㎡
手術室	22. 94㎡
検査室	18. 60㎡
事務室(女子更衣室含む。)	75. 50㎡
男子更衣室	18. 60㎡
機械室等	245. 13㎡
イ 収容関係施設	158. 87㎡
処置室(処分室)	20. 00㎡
犬収容	130. 55㎡
猫収容	2. 70㎡
その他の動物	5. 62㎡
ウ その他	69. 69㎡
指導室	45. 26㎡
薬剤庫	24. 43㎡

6 建物配置図及び平面図

建物配置図



建物平面図



7 事業予算及び手数料

(1)事業予算

28年度予算

科目	使用料及び手数料 料(事業運営)	使用料及び 手数料 (飼養登録)	諸収入	
歳入	3, 271, 000	3, 000	2, 602, 000	
		県支出金	寄付金	合計
		1, 535, 000	2, 000, 000	9, 411, 000

科目	運営事業費	飼養登録事業費	合計
歳出	48, 074, 000	344, 000	48, 418, 000

27年度決算

科目	使用料及び手数料 (事業運営)	使用料及び 手数料 (飼養登録)	諸収入	
歳入	10, 891, 988	3, 400	2, 064, 640	
		県支出金	寄付金	合計
		32, 000	3, 515, 202	16, 507, 230

科目	運営事業費	飼養登録事業費	合計
歳出	29, 935, 387	341, 700	30, 277, 087

(2)手数料

① 動物愛護センター使用料

不妊手術料(雄)	1頭につき	8,000円
不妊手術料(雌)	1頭につき	15,000円

② 狂犬病予防業務手数料

犬の登録申請	1頭につき	3,000円
狂犬病予防注射	1頭につき	2,950円
狂犬病予防注射済票交付	1頭につき	550円

③ 管理手数料(引取り手数料 平成25年9月1日改正)

引取り手数料生後91日以上	1頭につき	4,000円
引取り手数料生後91日未満	1頭につき	1,000円
動物取扱責任者研修受講手数料	一人につき	1,000円

④ 鳥獣飼養登録手数料

飼養登録更新手数料	1頭につき	3,400円
-----------	-------	--------

⑤ その他

返還手数料	1頭につき	1,200円
飼養管理費	1日1頭につき	800円
マイクロチップ費用	1頭につき	2,000円

第2章 事業

1 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業

(1) 動物愛護の普及

人と動物が共生する社会環境を目指すためには、市民が動物の習性を正しく理解するとともに、優しさを持って適正に飼養することが必要となります。市民の動物を愛護する気風を招来し、生命尊重・友愛及び平和の情操の涵養をもって、人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けて、学校、地域、家庭等において、普及啓発を実施しています。

① 動物愛護教室

小学校低学年(生活科のカリキュラム)や保育園等を対象に、幼少のころから命の大切さを学ぶことにより、動物愛護精神を高めるとともに、動物との正しい接し方やその生態を理解することで、動物と共生できる社会づくりを目指すため、動物愛護教室を実施しています。

動物愛護教室では小学校等を訪問し、動物の習性や気持ちの読み取り方等について説明します。児童は動物を飼うために必要なものを職員と一緒に考えることにより、動物も人と同じように命あるものであり、一緒に暮らす楽しさと大変さについて学びます。

また、一部の小学校に対しては、かわさき犬・猫愛護ボランティアによる動物介在活動を実施しています。実際に犬とのゲームなどを通じてさらに命について勉強してもらいます。

なお、平成26年からは、動物の福祉を考慮して、動物を伴わない愛護教室を実施しています。このため、平成26年度に実施した教室は前年度より大幅に減少しました。今後は学校側と細やかな打ち合わせを行い、充実した動物愛護教室を実施していく予定です。

平成28年度は、10施設(小学校8施設、中学校1施設、わくわくプラザ1施設)で実施し、延562名の参加でした。

動物愛護教室(平成17年度から平成28年度まで)

年 度	17			18			19			20		
施 設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等	11	11	853	10	10	727	9	9	710	11	11	965
小学校	28	79	2,612	28	89	2,907	28	96	2,960	28	100	3,088
老人福祉施設	2	5	177	1	2	45	1	2	34	2	3	40
自主育児グループ	8	8	297	9	9	369	9	10	343	10	10	373
総 数	45	103	3,939	48	110	4,048	47	117	4,047	51	124	4,466

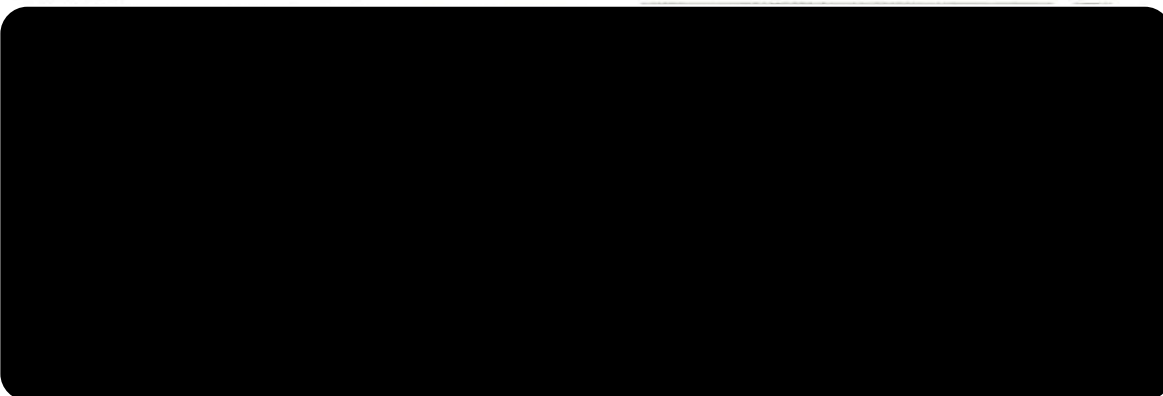
年 度	21			22			23			24		
施 設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等	9	9	521	11	12	838	6	6	309	3	3	228
小学校	27	86	2,702	27	84	2,517	28	86	2,584	30	86	2,594
老人福祉施設	2	2	72	1	1	38	2	3	65	2	2	58
自主育児グループ	13	13	501	11	11	219	7	7	256	9	9	280
総 数	51	110	3,796	50	108	3,607	43	102	3,214	44	100	3,160

年 度	25			26			27			28		
施 設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等	4	4	143	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学校	24	84	2,548	9	30	913	6	22	626	8	23	340
中学校										1	4	144
老人福祉施設	1	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自主育児グループ	2	2	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0
わくわくプラザ										1	1	78
総 数	31	91	2,760	9	30	913	6	22	626	10	28	562

② サマースクール「動物愛護センターのお仕事やってみよう！」

夏休み期間中に、センターの職員の仕事や獣医師の仕事について勉強します。主に動物の部屋のお掃除や動物収容の疑似体験を通して、動物を飼うことの大変さや命の大切さを学んでもらうとともに、なぜセンターに動物がいるのかということを知り、最後まで飼う責任について考えます。

小学校高学年を対象に、主に収容動物の生態についての勉強をし、その飼養管理を実施します。また、センターでの犬の収容の流れを、ぬいぐるみを使って疑似体験し、名札やマイクロチップによる所有明示の大切さについて学びます。普段あまり動物と接することがない子供たちが多く参加しますが、最後に「動物とふれあえて、とても楽しかった。」という言葉のほか、「動物を飼うのって大変だね。」「最後まできちんと飼えるか考えないといけない。」「飼い主さんのところへみんな帰れるといいね。」という感想を聞くことができます。平成28年度は 4回実施し、計33名が参加しました。



平成28年度実施状況

	回数	参加数
動物愛護センターのお仕事やってみよう！	4	33

③ サマースクール～いのちを学ぼう&バックヤードツアー～

小学2～4年生を対象に、張り子の教材を使った教室を通して、動物の住処を学び、人と動物のつながりや、動物の気持ちを考えることで、人間と動物が同じように生きているということや動物を大切に想う気持ちを学びます。また、動物愛護センターの建物を案内し、説明を行うことで、動物愛護センターの仕事について知ってもらい、動物を大切にする気持ちを感じてもらいます。

平成28年度は1回実施し、計6名が参加しました。

平成28年度実施状況

	回数	参加数
サマースクール～いのちを学ぼう&バックヤードツアー～	1	6

⑥ いのちの教育プログラム

子どもたちの動物を大事に思う心、友達を気遣う優しい気持ちなどの豊かな人間性や社会性を育むため、奈良県桜田保健所うだ・アニマルパークの協力のもと平成25年度から新たに「いのちの教育プログラム」を実施しています。人間だけでなく全ての生き物のいのちの大切さについて考えることで、生命尊重、友愛と平和の情操に資することを目的としています。動物愛護教室は身近な飼育動物について勉強しますが、このプログラムは私たちが暮らしている社会の仕組みを知り、動物等を思いやることを学ぶ新たな「いのちの教室」です。あらゆる「いのち」に共感し「いのち」を大切にすることを育むことで、他者への共感やいじめを許さない心、ルールを守る模範意識などが育成されます。

「気づき」「共感」「責任」をキーワードとし、プログラム1から3までの全3単位時間で構成されます。

	単元	学習内容	時数
プログラムⅠ	私たちと動物との関わり	① 私たちの周りの動物を知る ② 命のつながりを考える	1
プログラムⅡ	動物たちと私たちのいのちは同じ	① 生きている証拠を確かめる ② 動物の気持ちを考える	1
プログラムⅢ	動物のために私たちができること	① 動物へ果たす責任 ② 私たちがとるべき行動	1

平成28年度は、小学校1校2クラスを対象にプログラムⅠ～Ⅲを各1回ずつ実施し、計168名(延504名)が参加しました。

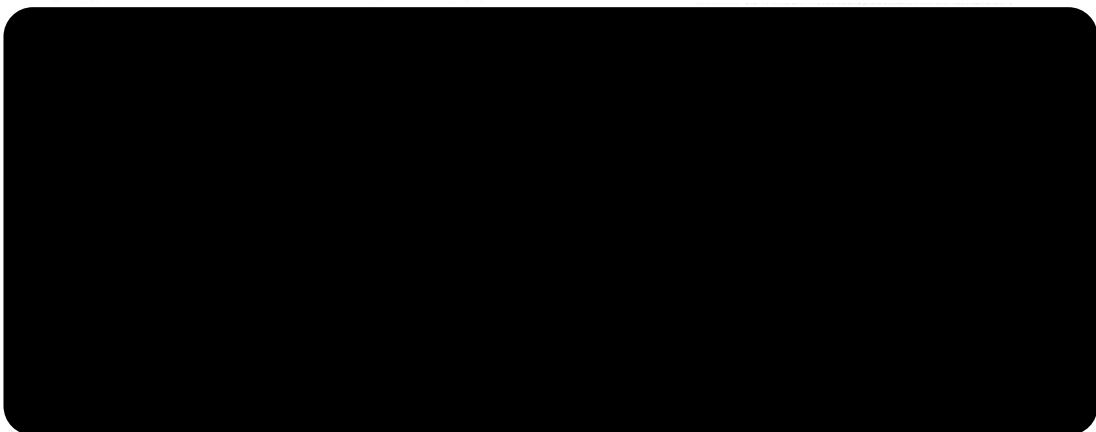
平成28年度実施状況

	回数	参加数	内容
プログラムⅠ～Ⅲ	各1クラス ずつ	2クラス 168人 ×3回	Ⅰ 気づき みんなつながっている。 Ⅱ 共感 同じ大切ないのち Ⅲ 責任 いのちのためにできること

⑤ 動物愛護フェアかわさき2016

毎年9月20日から26日までは「動物愛護週間」です。また、この期間中に全国的に動物愛護事業が行われています。当市では9月25日(日)に麻生区役所において動物愛護フェアかわさき2016が開催されました。

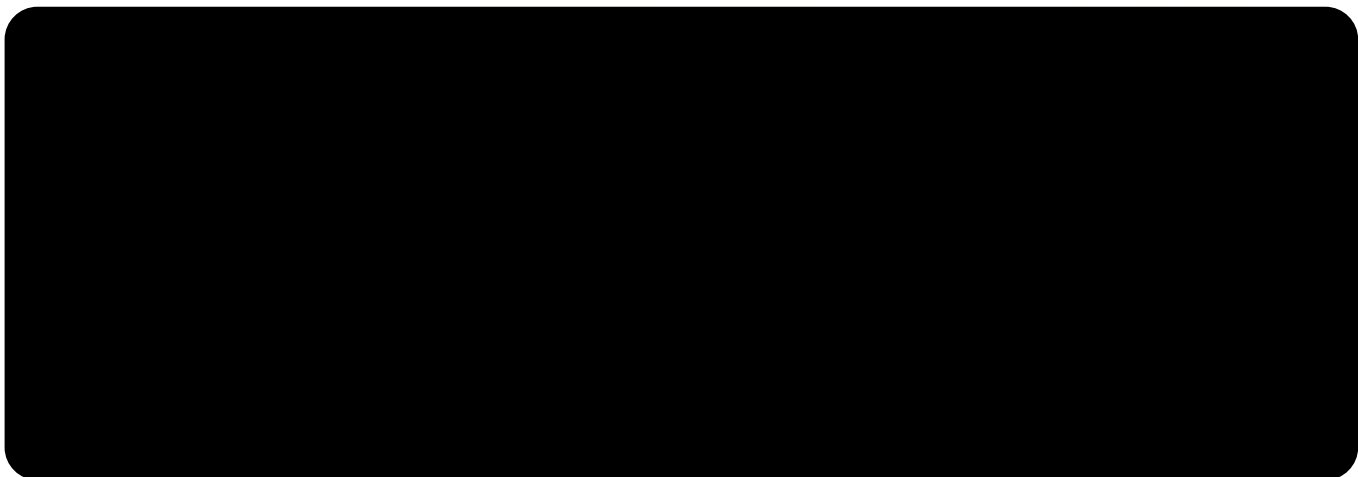
愛護フェアでは、出張の譲渡会やセンター譲渡動物の写真展、動物愛護及び適正飼養の普及啓発パネルの展示、マイクロチップ読み取り体験、センター事業に関するパネルの展示及び動物愛護普及啓発リーフレット等の配布を行いました。



⑥ 動物慰霊祭

毎年、動物愛護週間中に、当センターに収容され、死亡したり殺処分されることとなった動物たちと川崎市健康安全研究所で試験検査に供された動物たちの霊を供養するため、獣医師会、愛護団体、かわさき犬・猫愛護ボランティア、保健福祉センター等の関係職員や市民が参列し、動物慰霊祭を執り行います。

平成28年度は9月21日(水)に実施し、50名が参列しました。



⑦ 施設見学等

当センターは、広く一般に公開しており、市内だけでなく市外の方からの見学、実習依頼も多く寄せられます。小学校、中学校などの自由研究・職場体験や高校、大学の論文のためなど理由は様々ですが、処分室も含めた施設全体の見学を実施しています。

また、報道機関等からも度々取材の依頼があり、対応しています。見学等に関しては、当センターの業務を正しく理解してもらうことや、殺処分の実態を知ってもらうことにより、より広く動物愛護の普及啓発を図れるため、積極的に対応しています。

平成28年度実施状況

回数	参加数	対象
235	507	市民、市外住民、学生、雑誌、報道機関など

⑧ かわさき犬・猫愛護ボランティア

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例第18条により規定される「かわさき犬・猫愛護ボランティア」の募集や支援等に関する庶務を行っています。

平成28年度は、第9期として平成27年11月から引き続き55名の登録があり、「かわさき犬・猫愛護ボランティア会議」を計4回、ボランティアと川崎市が協働で開催する研修会を計3回実施しました。

平成28年度 かわさき犬・猫愛護ボランティア会議実施回数

	日 付	参加人数	実施場所
第1回	平成28年 6月 3日(金)	27名	中原区役所 502会議室
第2回	平成28年 8月31日(水)	19名	中原区役所 502会議室
第3回	平成28年12月12日(月)	31名	高津市民館 視聴覚室
第4回	平成29年 3月 9日(木)	28名	高津区役所 5階第1会議室

平成28年度 かわさき犬・猫愛護ボランティア研修会

	内容	講師	参加人数
第1回	センターのこれまでと現状／ 動物福祉と殺処分	ボランティア及び センター職員	34名
第2回	アメリカから学ぶ ～日本の動物福祉の未来～	西山 ゆう子先生	81名
第3回	人はなぜ動物を求めるのか？ ～いのちの教育に活かすこと～	的場 美芳子先生	31名

(2)動物の適正飼養推進

動物の苦情については、各区役所保健福祉センター衛生課と当センターに寄せられますが、近年特に犬の鳴き声や犬猫の糞尿による被害の相談が多くなっています。鳴き声の苦情は近隣とのトラブルが発生しやすく、しつけのし直しなどの問題行動改善対策や環境対策が必要となります。また糞尿の不始末や放し飼いなどは飼い主のモラルが低いことに起因しており、飼い主への継続的な指導が必要となります。このため、返還、譲渡等様々な機会を通じて、飼い主等が責任を持って動物を適正に飼養できるように普及啓発をしています。

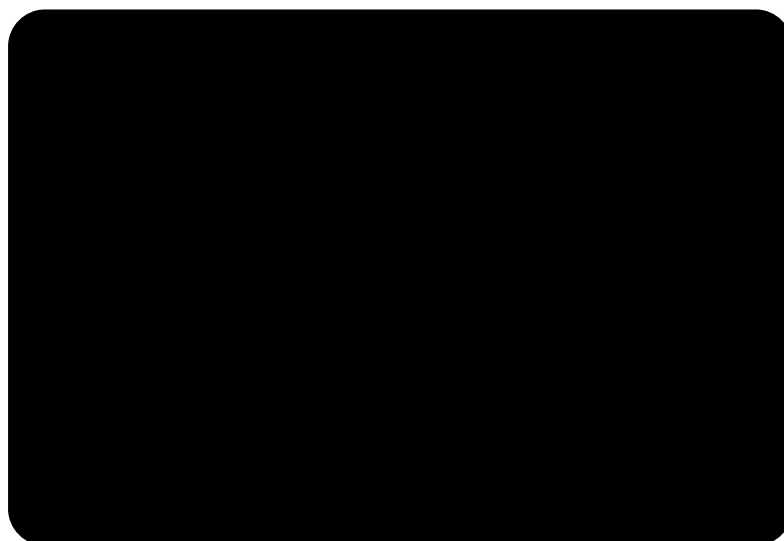
① 犬猫等の適正飼養講習会

犬猫等の譲渡を希望する者を対象に、動物との共生について学び、模範的な飼い主となることを目的として譲渡前及び譲渡時に講習会を実施します。

また、現在犬を飼っている、またはこれから飼いたいと思っている市民を対象にマナーアップを目的とした、犬と楽しく暮らすための犬のしつけ方教室を開催しています。

平成28年度実施状況

種類		回数	参加数	内容
譲渡	譲渡前講習会	31	33	動物に係わる法律、動物を飼うための責任、動物由来感染症等
	譲渡時講習会	106	116	犬猫等の性格・健康状況・適正飼養・しつけ方等
犬のしつけ方教室		2	35	講習「犬と楽しく暮らすためには」



② 動物に関する苦情

動物による危害の防止、生活環境の保全のため、市民等からの苦情に対しては迅速に対応しています。特に犬の捕獲に関しては、市民の安全のために時間外でも緊急的な対応を必要とします。また、傷病動物の保護、収容についても各区役所保健福祉センター衛生課と連携を図りながら、迅速に対応するとともに、夜間などの時間外には川崎市獣医師会や警察機関等と協力しながら対応しています。

市に寄せられる苦情を動物別にみると、犬の相談で最も多いのが「犬の鳴き声」「散歩での糞の不始末」です。特に鳴き声に関する苦情の場合には、飼い主が判明しており、飼い主自体も問題を認識していますが、対応方法がわからないという事例がたびたびあります。苦情があった場合にはよく聞き取りを行い、保健福祉センター衛生課と協力して、飼い主に対して、犬の適正飼養方法に関する指導を行います。

猫に関する苦情では、仔猫の保護や引き取りの相談が最も多く、次いで近隣の猫の餌やりや外飼い猫による糞尿の被害などとなります。飼い主の判明しない仔猫や負傷猫に関しては、聞き取りを十分行い、緊急性があるものに関して拾得者からの引き取りや現地保護を行っています。

また、猫に餌やりを行っている人や猫の飼い主が判明している場合には、保健福祉センター衛生課で相談を受けて、必要に応じて指導や助言をしています。さらに、困っている市民に対して、猫侵入防止対策について相談を受けるとともに、保健福祉センター衛生課では「ガーデンバリア」などの器具の貸し出しも行っています。

なお、このような苦情では、すぐに解決する事例が少ないため、苦情者には、時間がかかることと自衛策について説明します。苦情の大部分は、糞尿の不始末や異常な鳴き声の放置、集合住宅での不適正飼養など、飼い主等のモラルや適正飼養への認識不足、問題行動の改善方法がわからない等によるものが多く、現地調査により状況を確認するとともに、必要に応じて保健福祉センター衛生課への技術支援という形で対応します。

当センターにおける平成28年度の苦情件数は501件で、犬に関する苦情が129件（捕獲・不明要請53件、所有者引取50件、飼養管理19件、その他7件）、猫に関する苦情が293件（捕獲・不明要請181件、所有者引取50件、飼養管理47件、その他15件）、その他の相談が79件でした。

あれ？！

ここっておしっこ

しても大丈夫？



		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
総数		501	159	48	61	56	64	56	57
犬	捕獲・不明要請	53	11	3	4	4	9	8	14
	所有者引取	50	16	5	3	4	8	6	8
	飼養管理	19	7	2	2	1	2	3	2
	その他	7	3	0	0	0	1	2	1
猫	捕獲・不明要請	181	53	24	31	24	24	13	12
	所有者引取	50	18	7	4	6	5	5	5
	飼養管理	47	18	3	4	9	5	5	3
	その他	15	6	2	2	0	2	2	1
その他	捕獲・不明要請	40	12	0	5	6	4	6	7
	所有者引取	5	4	0	1	0	0	0	0
	飼養管理	8	3	0	0	0	1	3	1
	その他	24	8	2	4	2	3	2	3
その他		2	0	0	1	0	0	1	0

③ 動物に関する相談・問い合わせ

動物の新たな飼い主希望者や現在飼養している動物の飼い方相談など動物に関する相談を受けています。特に、現在飼っている方で、飼養管理方法に悩んでいた、問題行動に対応できていない等の場合、積極的に聞き取りを行い、必要に応じてしつけ等の指導を実施し、終生飼養に向けて支援します。

また、飼い主からの逸走動物の問い合わせに対しては、動物の特徴や逸走日時、逸走場所等詳細に聞き取りを行い、行方不明動物受付簿(市内・市外)に記録するとともに、他自治体や警察署などを紹介しています。さらに、当センターのホームページの収容動物情報には、写真や特徴等を掲載し、24時間情報を確認できるようにするとともに、事務所に写真付きの収容動物情報ファイルを常設し、常に問い合わせに対して迅速、的確に対応できるようにしています。併せて、飼い主には、逸走動物が見つからない場合には、週に一回の割合で、当センターに電話をしてもらい、収容動物が飼い主に正確に返還できるように厳重にチェックしています。

なお、動物を保護したという届け出に関しても保護動物受付簿に記録して、警察署等を紹介するなど同様に対応しています。

平成28年度の相談件数は1109件で、動物の飼養希望330件、動物の飼い方相談117件、逸走動物届出429件、保護動物届出132件、その他101件です。

相談等受付件数(月別)

月	総数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
総数	1109	107	75	98	104	75	54	72	68	69	66	265	56
飼養希望	330	36	5	19	21	6	5	13	20	15	12	164	14
飼い方相談	117	25	0	14	16	1	1	0	1	1	2	50	6
逸走動物届出	429	25	50	41	46	42	28	42	29	37	35	27	27
保護動物届出	132	15	17	15	17	17	12	7	8	3	12	9	6
その他	101	6	3	9	10	9	8	10	10	13	5	15	3

④ 返還時の飼い主指導

当センターに收容される動物の大部分が迷子札、マイクロチップ等が未装着のため飼い主がわかりません。また、犬に関しては、狂犬病予防法に基づく犬の鑑札や狂犬病予防注射済票(以下「済票」という。)がほとんど装着されていません。このため、飼い主が判明したときには、動物愛護法に基づく所有明示義務や狂犬病予防法に基づく鑑札や済票の装着義務について指導します。また、希望する飼い主には返還時にマイクロチップ(有料)を挿入しています。

当センターに收容される犬猫の飼い主からは、「いつもは帰ってくる。」というような発言が多く見受けられるため、普段の飼養管理方法に関しても指導しています。また、二回以上当センターに收容された動物の飼い主に対しては、逸走防止対策について区役所保健福祉センター衛生課とともに現地指導しています。

平成28年度收容動物所有者明示状況

	鑑札	注射済票	マイクロチップ	迷子札
犬	7	8	10(登録8)	0
猫	0	0	0(登録0)	0

※ 鑑札と注射済票両方を装着していた犬は1頭いました。鑑札や注射済票とマイクロチップの両方を装着している犬は0頭でした。



犬鑑札



予防注射済票



迷子札

2 動物の収容・保護・管理事業

(1)市内の犬登録・狂犬病予防注射実施状況

市内の登録状況の年度別推移

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
登録頭数	48,171	51,406	54,401	56,562	58,607	60,350	61,504	62,012	62,617	62,944	62,001
	5,634	5,888	5,316	4,950	4,563	4,362	3,958	3,644	3,619	3,828	3,697
予防注射頭数	39,479	41,823	43,039	43,901	44,763	45,406	45,380	45,887	44,319	44,956	43,601

※ 登録頭数下段は、新規登録頭数の再掲

区別の登録状況

区	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	62,001	10,241	5,932	7,763	9,168	10,349	8,576	9,972
	3,697	630	402	503	552	662	437	511
予防注射頭数	43,601	6,384	3,995	5,748	6,280	8,544	5,682	6,968
世帯数	710,526	114,714	77,764	126,919	109,684	97,127	108,859	75,459

※ 登録頭数下段は、新規登録頭数の再掲

(2)犬の捕獲・収容・返還

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、危害の防止及び動物の愛護のため、犬の捕獲及び拾得者等からの引き取り、負傷した犬の保護を実施しています。

咬傷事故を未然に防ぐため、放浪犬の通報があった場合には、各区役所保健福祉センター衛生課と連携し、迅速に対応します。また、早朝や夜間などの時間外でも危害防止の観点から緊急捕獲を実施します。

平成28年度の犬の捕獲等は85頭でした。その内訳は、犬の捕獲が18回出動で9頭、拾得者等からの引き取りが73頭、負傷犬の保護が3頭でした。

平成28年度に当センターに収容された犬85頭のうち、63頭が飼い主に返還されました。

犬の捕獲等・返還状況の年度別推移

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
捕獲等頭数	186	196	189	126	127	144	116	102	98	70	85
		116	154	94	101	120	96	79	80	54	73
返還頭数	131	149	132	84	79	94	70	60	68	46	63
返還率	70.4	76.0	69.8	66.6	62.2	65.3	60.3	58.8	69.4	65.7	74.1

※ 捕獲等頭数下段は、拾得者等からの引き取り数の再掲

収容犬の返還日数

当センターでは収容日当日から数えて5日目(土日祝日を除く。)を飼い主を探すための収容の期限としています。

区		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	飼い主が 市外
捕獲等頭数		85	16	4	6	10	15	15	19	
返還頭数		63	8	2	6	7	12	12	11	5
返 還 日	収容当日	27	3	1	6	5	6	3	2	1
	2日目	25	4	1	0	1	3	7	7	2
	3日目	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	4日目	4	0	0	0	0	1	1	1	1
	5日目以上	6	1	0	0	1	2	1	1	0

* 捕獲等頭数には、犬の捕獲数、拾得者からの引き取り、負傷犬の保護頭数が含まれます。

(3) 犬猫等の引き取り

平成25年9月に動物愛護管理法が改正され、飼い主から動物の引き取りを求められた場合には、原則新たな飼い主を探す努力をすることと終生飼養について指導しています。なお、「やむを得ない理由がある場合」に限り、殺処分について十分に説明してから引き取っていますが、このやむを得ない理由とは、飼い主の死亡、独居老人の入院や施設入所等により継続して飼養できない状況で、新たな飼い主が見つからない場合などをいいます。

また、犬猫等を拾った市民から引き取りを求められた場合には、故意または悪意により捕獲した動物を引き取ることをしないよう十分な聞き取りを実施しています。

特に猫に関しては、拾得された猫が自活できない状況かどうか確認するとともに、自活できると判断した猫については引き取りを実施していません。

なお、引き取り動物の大部分は離乳前の仔猫で、「産み捨てられた仔猫」「捨てられていた仔猫」等を拾得者から引き取る場合がほとんどです。猫に関しては、繁殖制限を行うことなく屋外で飼養したり、屋外と屋内を自由に行き来できるようにして飼養している飼い主がいまだに多いため、多くの仔猫が生まれてしまうという現状があります。このため、飼い猫については屋内飼養するように指導していますが、なかなか普及啓発が進んでいないのが現状です。

平成28年度の引き取り動物は446頭で、犬87頭(飼い主から14頭、拾得者等から73頭)、猫313頭(飼い主から31頭、拾得者等から282頭)、うさぎ・鶏等のその他の動物は46頭(警察から45頭)でした。

なお、平成18年度から、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項に基づき、拾得者等から犬猫を引き取る場合には、「所有者の判明しない犬猫の引き取り依頼書」により引き取りを実施しています。

犬猫等の引き取り状況年度別推移

猫の引取り数について、平成18年度以降急激に増加しているのは、離乳前の仔猫について負傷動物扱いとしていたものを、拾得者がいる場合には「引き取り」扱いとして掲載の方法を変えたことによります。

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
総数	1,296	1,351	1,180	949	927	845	629	419	405	449	446
	848	879	793	683	693	561	450	326	291	357	355
犬	109	187	227	143	157	177	127	98	123	78	87
		116	154	94	101	120	96	79	80	54	73
猫	1,142	1,101	852	746	704	605	444	274	230	334	313
	848	738	639	589	562	441	354	247	211	303	282
その他	45	63	101	60	66	63	58	47	52	37	46

※ 下段は、拾得者等からの引き取り数の再掲

(4) 負傷動物の保護

公園、道路等で負傷していたり、病気にかかって動けなくなっている飼い主のわからない犬猫等の動物について通報があった時には保護・収容し、応急処置などの治療を行っています。

また、夜間・休日などの時間外の負傷動物の保護及び治療については、川崎市獣医師会に委託しています。

平成28度の負傷動物の保護は、犬3頭、猫150頭、その他の動物2頭(ペット動物のみ)でした。

負傷動物保護状況年度別推移

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
総数	530	339	347	330	279	159	167	188	221	147	155
犬	0	0	20	16	9	5	2	2	6	4	3
猫	376	244	189	203	172	149	158	181	209	139	150
その他	154	95	138	111	98	5	7	5	6	4	2

※ 負傷猫の収容数について、平成18年度以降急激に減少しているのは、拾得者がいる場合には「引き取り」扱いとして掲載の方法が変わっているためです。

平成28年度の動物の収容状況

			総数	保健福祉 センター	愛護センター	
					窓口	個別
総数			610	233	72	305
所有者か らの引取 り	計		46	31	7	8
	犬	計	14	1	6	7
		91日以上	14	1	6	7
		91日未満	0	0	0	0
	猫	計	31	29	1	1
		91日以上	31	29	1	1
		91日未満	0	0	0	0
	その他の動物		1	1	0	0
拾得者等 からの引 取り(警察 含む)	計		400	166	59	175
	犬	計	73	7	2	64
		91日以上	73	7	2	64
		91日未満	0	0	0	0
	猫	計	282	159	57	66
		91日以上	3	2	0	1
		91日未満	279	157	57	65
	その他の動物		45	0	0	45
犬の捕獲	計		9	2		7
	91日以上		9	2		7
	91日未満		0	0		0
負傷動物	計		155	34	6	115
	犬	計	3	0	0	3
		91日以上	3	0	0	3
		91日未満	0	0	0	0
	猫	計	150	33	0	112
		91日以上	75	26	3	46
		91日未満	75	7	2	66
	その他の動物		2	1	1	0

(5) 収容動物の飼養管理

飼い主の判明しない収容動物については、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づく公示を実施します。同時に広く情報を提供するため、ホームページに収容動物情報を掲載しています。飼養管理日数は収容日当日から数えて最低5日間以上(土日祝日を除いて数える。)としており、収容と同時に写真の撮影、特徴、年齢、迷子札の有無等の確認、マイクロチップリーダーによる全身の読み取りを実施しています。

また、咬傷事故を起こした飼い主の判明しない犬を収容した場合、各区保健所長の依頼により、14日間飼養管理を実施しながら狂犬病罹患の有無について検診し鑑定を行っています。なお飼い主が明らかな場合でも、咬傷犬を適切に飼養管理ができないと判断される場合には当センターに収容されることがあります。検診期間中に当該犬が死亡した場合などは、当センターで検体を採取し、川崎市健康安全研究所にて精密検査を実施することになります。

さらに、飼い主からの引き取り動物については、収容後すぐに健康診断等を実施しながら、飼養管理を行います。負傷動物は、交通事故や病気など様々な状態で収容されますが、収容期間中はできる限り治療を実施します。

なお、動物同士の感染症を防ぐため、収容後すぐに検便(虫卵検査)等を実施し、健康状態を確認します。また、ウイルス性感染症の予防のため、週に1回以上搬送車及び犬舎全体を次亜塩素酸ナトリウム等で消毒します。状況に応じて、ヨウ素や熱湯なども使用します。



(6) 犬猫等の殺処分

収容管理期間が満了した動物のうち、高齢や病気、攻撃的などの理由で譲渡に適さないと判断した動物については、麻酔薬注射により殺処分を行い、死体は環境局浮島処理センターで焼却しています。

また、収容された動物で、飼養管理が困難で著しい苦痛を伴っている負傷動物等については、収容期間内であっても獣医師の判断により殺処分を実施します。

なお、平成28年度の殺処分(死亡数を含む。)は153頭で、犬1頭、猫124頭、その他の動物28頭でした。そのうち、交通事故等で収容時に死亡していたもの及び収容中に死亡したのは131頭で、犬1頭、猫120頭、その他の動物10頭でした。

殺処分状況の年度別推移

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
総数	1,704	1,474	1,234	989	694	451	361	160	175	149	153
						92	73	102	138	130	131
犬	89	86	87	58	30	19	14	2	0	4	1
						2	1	2	0	4	1
猫	1,472	1,301	993	816	586	396	323	150	151	130	124
						88	70	96	137	121	120
その他	143	87	154	115	78	36	24	8	24	15	28
						2	2	4	1	5	10

※ 下段は死亡数(再掲)

(7) 犬猫等の譲渡

収容期限を過ぎた動物の中から、家庭動物として飼養可能と判断した動物を個人や新たな飼い主を見つける活動をしている対象団体等に譲渡しています。

また、譲渡をより推進するため、当センターのホームページに譲渡動物情報を掲載し、随時内容を更新しています。

一般譲渡

新たな飼い主を希望する市民等に対して、動物の習性、しつけ、関係法令等について事前に講習会を実施し、模範的な飼い主になるよう啓発しています。また、講習会実施の際、当センターの譲渡条件について説明し、動物を飼養できる環境か確認しています。動物を譲渡する場合には、マッチング形式で実施しています。さらに、譲渡後のフォローについても積極的に実施し、自宅での飼い方指導も行っています。譲渡動物の飼養管理調査は、終生飼養推進事業で特に重要なものと考え、フォローが可能な市民及び近隣の住民に対して譲渡を実施しています。

団体等譲渡

新たな飼い主を見つける活動を行う団体等（個人活動者を含む。）を対象に譲渡を行っています。団体等への譲渡動物は、一般譲渡より基準を緩和し、その動物の状況を説明したうえで、離乳前の仔猫や老齢、病気の動物についても譲渡を実施しています。対象となる団体は、川崎市の譲渡事業に協力し、川崎市近隣を拠点とする非営利な活動を行う団体で、平成28年度は 33団体（個人活動者含む。）が譲渡対象団体等として登録されています。

譲渡状況年度別推移

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
総数	137	139	133	202	416	469	391	397	397	378	392
犬	78	66	71	41	69	80	71	54	81	49	36
猫	37	49	49	123	299	357	273	298	283	305	327
その他	22	24	13	38	48	32	47	45	33	24	29

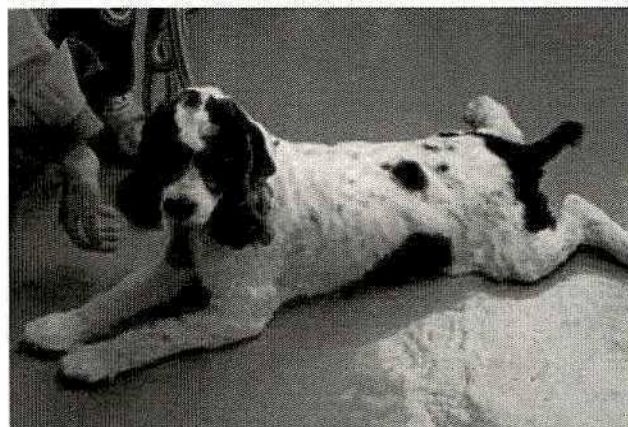
平成28年度譲渡状況

	総数	個人									団体等
		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外	
総数	392	38	0	2	2	1	0	6	6	21	354
犬	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
猫	327	27	0	2	2	1	0	5	4	13	300
その他	29	11	0	0	0	0	0	1	2	8	18

収容時写真



トリミング後



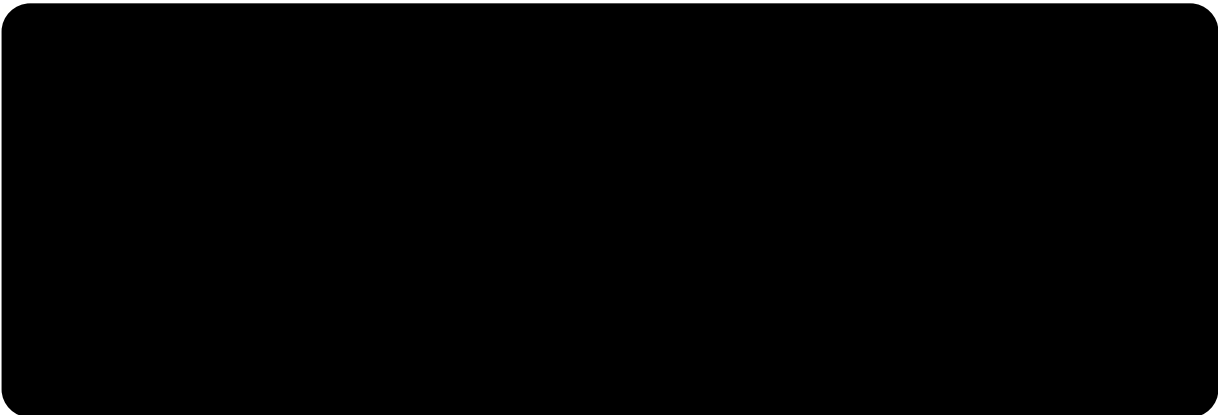
休日譲渡会の開催

センターの収容動物の譲渡を推進するために、平日の譲渡だけでなく、毎月第3日曜日を犬・猫の譲渡会の日として広報し、開催しました。

普段、センターに来ることができない市民に来ていただくことで、動物たちの置かれている現状や飼い主の責任について、広く普及啓発することができました。

また、愛護団体等と合同で実施することにより、それぞれの抱えている動物の譲渡の機会を作ることで、さらにセンター収容動物の譲渡を進めることができました。

平成28年度は計12回実施しました。今後も継続して実施していきます。



(8)登録と狂犬病予防注射

収容犬を返還する際に、登録状況の確認を行い、未実施犬については、登録と狂犬病予防注射を実施しています。また、譲渡の際にも市内在住者に対して登録等を実施しており、平成28年度は登録9頭、予防注射11頭でした。

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	返還	9	2	0	1	2	1	2	1
	譲渡	0	0	0	0	0	0	0	0
予防注射実施頭数	返還	11	3	2	1	1	1	1	2
	譲渡	0	0	0	0	0	0	0	0

(9)マイクロチップの推進

所有者明示措置を積極的に推進するため、返還の際にマイクロチップについて飼い主に説明したうえで、希望者に挿入を実施しています。また、一般譲渡の際はすでにマイクロチップが挿入されていた個体や健康状態で実施を見送る場合を除き、原則全頭にマイクロチップ挿入を実施しています。

平成28年度は、猫22件のマイクロチップ挿入申し込みがあり、飼い主に挿入場所を説明したうえで実施しました。

(10)繁殖制限

当センターに収容される動物の大部分が繁殖制限を実施していないために増えてしまった仔猫です。また、収容動物の多くが繁殖制限をきちんと実施していないという現状があります。

当センターから収容動物を譲渡する場合には、新たな飼い主となる人に必ず不妊去勢手術を実施することを誓約していただきますが、当センターでも状況に応じて不妊去勢手術を実施しています。特に健康状態が問題なく手術可能な月齢になった動物については、積極的に実施するようにしています。

平成28年度は、猫13頭(雄10頭、雌3頭)を手術実施後に譲渡しました。

(11)コーディネート事業

やむを得ない事情で飼養を継続することができなくなった動物の情報を、当センターのホームページに掲載することで、新たな飼養希望者を探す手伝いをしています。市民を対象としており、ホームページに掲載するためには、直接当センターの窓口での申込が必要となります。

平成28年度は、新たに19件の登録があり、2件の譲渡が成立しました。

3 動物取扱業及び特定動物に係わる事業

(1)動物取扱業

動物の愛護及び管理に関する法律により、哺乳類、鳥類、は虫類について、販売・保管・貸出・訓練・展示・競りあわせ・譲受飼養のいずれかの業を営む場合には、規定された基準に適合した動物の取り扱い施設、飼養施設を設け、保健所長の登録を受ける必要があります。川崎市では、動物取扱業に係わる相談、申請、監視を各区役所保健福祉センターで実施していますが、当センターにも市民からの相談が多く寄せられるため、協力して対応しています。

平成28年度登録状況

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
第1種取扱業登録数	527	72	55	79	57	99	85	80
第2種取扱業届出数	11	2	3	1	1	0	2	2

なお、平成25年の法改正により、一定数以上の動物を飼養する施設を有し、非営利で譲渡し、保管、貸出、訓練、展示の業を行う場合には第二種動物取扱業の届け出が必要になりました。主に飼養施設を有した動物愛護団体や盲導犬・聴導犬等の団体となります。平成28年度末時点で、川崎市内では7施設、11届出があります。

(2) 特定動物

動物の愛護及び管理に関する法律では、猛獣や猛禽類、有毒である動物を特定動物として定めており、飼養または保管する場合には、動物の種類ごとに定められた基準に合った飼養施設を設けて市長の許可を受けることとなっています。また、許可を受けた動物ごとにマイクロチップ等による個体識別措置が義務付けられています。

当センターでは、許可申請を受理した場合、基準に適合しているかどうかの確認のため立ち入り検査を実施します。また、既許可施設については、随時立ち入り調査を実施し、施設基準・逸走防止対策・個体識別措置の遵守等について監視指導を行っています。

また、飼い主等から特定動物の逸走の通報があった場合には、市民の生命等に危害が及ぶことがないように、関係機関と連携し必要に応じて捕獲等の措置を講じます。

平成28年度飼養許可状況

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
飼養許可数(施設数)		12	7	1	0	1	1	1	1
内 訳	サル	2	0	1	0	0	1	0	0
	ワニ	4	3	0	0	0	0	0	1
	カメ	4	2	0	0	1	0	1	0
	ヘビ	1	1	0	0	0	0	0	0
	トカゲ	1	1	0	0	0	0	0	0

4 鳥獣保護法関係事業

(1) 鳥獣捕獲許可等事務

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項に基づく捕獲許可事務について当センターに移管されています。

平成28年度の生活被害防止のための有害鳥獣捕獲許可申請は215件、傷病鳥獣保護のための捕獲許可申請は3件、これに伴う許可証及び従事者証については1,271枚交付しました。

4月以降はカラスの営巣による生活被害の相談が多く寄せられます。当センターでは相談内容により、公園内の樹木や街路樹、電柱などに営巣している場合には、その管理者を紹介しています。また、巣立ちビナが地上に落ちて親カラスによる通行者への攻撃が発生しているなど緊急性が高い場合には、委託業者に現場確認を依頼し、原因である巣立ちビナの捕獲をすることもあります。

平成28年度有害鳥獣駆除件数(委託業者実施分)

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
親カラスによる攻撃等に関する現地調査件数	23	7	4	4	1	4	3	0
巣立ちビナ捕獲数	18	6	3	3	1	2	3	0

(2)鳥獣飼養登録事務

神奈川県では、現在愛がん飼養目的での飼養登録を認めていません。平成28年度はメジロを飼養している市民の登録更新に伴う登録票の交付はありませんでした。

(3)移入動物捕獲支援

当センターでは要綱に基づき、人家等に営巣し、騒音やふん尿などの生活環境被害を発生させた有害移入動物(ハクビシン等)の捕獲を実施する市民に、捕獲方法の助言と捕獲器具の貸出などの支援をしています。

電話相談時に状況の聞き取りを行い、実際に生活被害があり、捕獲以外に被害を防除する方法がない場合、委託業者に現地調査を依頼し、捕獲器具の貸し出しと同時に有害鳥獣捕獲依頼書を申請してもらいます。



平成28年度 ハクビシンによる生活被害等相談・捕獲檻貸出・捕獲状況
(委託業者実施分)

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
ハクビシンによる生活被害件数	89	7	2	5	22	14	17	22
捕獲箱貸出数	57	7	1	3	15	13	11	11
ハクビシン捕獲数	25	2	0	1	4	7	4	7

(4)アライグマ防除実施計画

神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物であるアライグマによる生活被害を受けたり、目撃したとの連絡を受けた場合には、捕獲箱の設置について説明し、当センターから委託された職員が直接現地を確認して設置します。

なお、当該職員は神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等の届出をしています。

平成28年度アライグマ対応件数(委託業者実施分)

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
アライグマ捕獲依頼 件数	18	0	0	1	3	4	6	4
捕獲箱設置数	14	0	0	1	1	4	6	2
アライグマ捕獲数	8	0	0	1	0	0	5	2

5 動物由来感染症対策

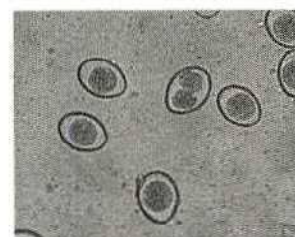
(1) 収容動物等の検査

人と動物の共通感染症を未然に防止するため、収容動物からの病原体検出状況等について検査を実施しています。

また常に健康状態を把握することにより収容動物の適正な管理を推進し、新たな飼い主になる人へ健康な動物を譲渡することができるとともに、施設内の感染症を予防することができます。

平成28年度は犬猫等の収容動物を対象に検便(虫卵)を計4800件実施しました。2ヶ月齢前後の仔猫を中心に回虫やコクシジウム等が検出されました。

このような寄生虫が検出された場合には、対象動物を駆虫するとともに、感染が広がらないよう徹底的に消毒しています。

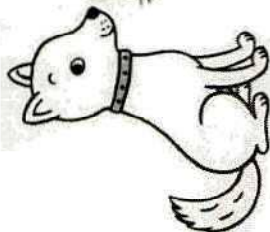


猫のコクシジウム

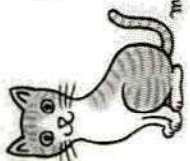
(2) 高病原性鳥インフルエンザ

感染のリスクの高い野鳥が死亡しているとの通報があった場合には、高病原性鳥インフルエンザの感染の有無を確認するため、各区衛生課と協力し、死亡野鳥の迅速検査を実施しています。

平成28年度は、野鳥の死体の収容は6件、簡易検査は6件実施しました。



Copyright (C) 2010 Mari Torisago.



わんわんしपोर्ट

平成28年4・5号 No.367



川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237

Mari Torisago

新年度のご挨拶

本年4月に、健康福祉局保健所生活衛生課から動物愛護センター所長として異動してまいりました小倉と申します。動物愛護センターには初めての勤務となりますが、生活衛生課では動物愛護センターの再編整備を担当しております。

少子高齢化、世帯人数の減少に伴い、川崎市においても犬や猫などの動物を飼う家庭が増加している一方で、飼い主やペットの高齢化に伴う様々な課題等も認められております。

このような背景の中で動物愛護センターは、「人と動物が共生する社会の実現」を目指しボランティアの方や動物愛護団体等と連携・協働し、いのちを「まなぶ、いのちを「つなぐ、いのちを「まもる」といった3つの役割を担いながら具体的な取り組みを実施しております。

いのちを「まなぶ」取り組みとしては、市内の小中学校等を訪問し、動物を通じて子供たちにいのちの大切さや他者への思いやり等を伝える動物愛護教室を行っております。また、動物の適正飼養を推進するため、犬のしつけ方教室や譲渡前講習会等を実施しております。

いのちを「つなぐ」取り組みとしては、公益社団法人川崎市獣医師会と「動物診療に関わる技術支援協定」を締結し、動物愛護センターで保護された負傷動物の治療の強化を実施しております。また、生後間もない子猫にきめの細かいケアを実施するため子猫の保育支援ボランティアに御協力をいただいております。加えてボランティアの方々と連携・協力し犬や猫の譲渡会を定期開催しております。いのちを「まもる」取り組みとしては、動物由来感染症対策等に関わる情報発信等を行っております。

今後市民の皆様にご貢献する施設として様々な取り組みを実施してまいりますので、御指導御鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。

川崎市動物愛護センター所長 小倉 充子

～平成28年4月1日付けで動物愛護センター職員の変更がありました～

★お世話になりました

所長 (獣医師)	角 洋之	担当 (技能職)	渡邊 亮宏
担当 (獣医師)	相原 俊介	担当 (業務職)	上村 晃生
担当 (獣医師)	池田 史朗	担当 (業務職)	宮田 義己
職長 (技能職)	中條 篤	非常勤職員	須山 富士昭
担当 (技能職)	田端 明彦	非常勤職員	矢口 義憲

★よろしくお願いします

所長 (獣医師)	小倉 充子	担当 (獣医師)	高橋麻弓子
担当 (獣医師)	苫米地大輔	担当 (獣医師)	関根 一哉
担当 (獣医師)	高橋 真弓	非常勤職員	香山 真博

犬の登録と狂犬病予防注射について

■犬の登録について

生後 90 日を過ぎたら、お住まいの区の保健福祉センター衛生課へお問い合わせの上、登録手続きをしなければいけません。登録は 1 頭の犬につき、基本的に生涯 1 回で、登録手数料がかかります(川崎市では 3,000 円)。引越した場合には、移動先の市区町村窓口への届け出が必要となります。



←川崎市の大鑑札

■狂犬病予防注射について

飼い犬には、年に一度、狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。予防接種をされましたら、お住まいの区の保健福祉センター衛生課にて注射済票の交付を申請してください。

★市内狂犬病予防注射済票交付病院では、その場で注射済票の交付を受けることができます。



←狂犬病予防注射済票
平成28年度は黄色です。
(手数料550円)

■大鑑札および注射済票の装着について

大鑑札および注射済票は、犬に装着することが法律で義務付けられています。また、これらは飼い犬が迷子になった際や、思わぬ災害で離ればなれになってしまった場合にも、番号から飼い主の方の氏名、住所、連絡先を調べることでできます。大切な飼い犬を守るためにも必ず装着してください。

譲渡会のご案内

動物愛護センターでは、収容された犬や猫の新しい飼い主になってくださる方を募集するため、毎月第3日曜日に譲渡会を定期開催しています。

動物愛護センターに収容中の犬や猫だけではなく、市に登録している動物愛護団体の保護している犬や猫の参加も予定しています。

ぜひお誘いあわせの上、川崎市動物愛護センターへお越しください。

今後の開催予定日

- 5月15日(日) 14～16時
- 6月19日(日) 14～16時
- 7月17日(日) 14～16時

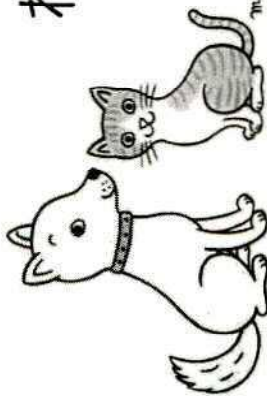
生活衛生課及び各区役所保健福祉センター衛生課の動物行政担当者について

一部異動がありますので、改めて紹介します。

健康福祉局保健所生活衛生課	係長	大原 千恵	担当	平 悟志
川崎区役所保健福祉センター衛生課	課長補佐	高橋三恵子	担当	西村 大樹
幸区役所保健福祉センター衛生課	係長	杉本 穂子	担当	土肥謙太郎
中區区役所保健福祉センター衛生課	課長補佐	伊達 千晶	担当	高松 裕希
高津区役所保健福祉センター衛生課	係長	山本 里奈	担当	鈴木香菜子
宮前区役所保健福祉センター衛生課	課長補佐	金子 亜祐美	担当	内藤理紗子
多摩区役所保健福祉センター衛生課	係長	吉良 智子	担当	及川 綾香
麻生区役所保健福祉センター衛生課	係長	佐野 孝祐	担当	岡部 幸子
			担当	山本 義明
			担当	掛川 由紀
			担当	北沢美乃莉

わんわんしपोर्ट

平成28年6・7号 No.368



川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237



Copyright (C) 2010 Mari Torioco.

小学生サマースクールの御案内

★お仕事をやってみよう！★

モルモットなどの飼育や動物愛護センターの獣医さん体験などを通じて、動物の世話の大変さや、動物を大切に感じる気持ちを感じてもらいます。

★対象者：市内在住の小学4・5・6年生

★開催日時

第1回 平成28年8月 2日 (火) 13時30分～16時00分
第2回 平成28年8月 4日 (木) 13時30分～16時00分
第3回 平成28年8月 9日 (火) 13時30分～16時00分
第4回 平成28年8月10日 (水) 13時30分～16時00分
※各回とも同じ内容です。

★開催場所

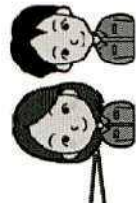
川崎市動物愛護センター (高津区蟹ヶ谷119)

★定員

各回先着8名

★申し込み

各回とも7月25日(月)8時30分から電話 (044-766-2237) にて先着順



汚れてもよい服装で
長靴をもってきてね！

いのちを学ぼう&バックヤードツアー！

張子の動物などの教材を使って、動物と私達人間が同じように生きているということを学び、動物に対する思いやりを深め、「いのちの大切さ」について考えてもらいます。

また、動物愛護センター内の犬舎などを職員が案内し、実際の飼育方法や業務について見学します。

★対象者

原則、川崎市内在住の小学2・3・4年生

★開催日時

平成28年8月18日 (木) 13時30分～16時00分

★定員

先着20名

★開催場所、申し込み

7月25日(月)8時30分から電話 (044-766-2237) にて先着順



譲渡会のご案内

動物愛護センターでは、収容された犬や猫の新しい飼い主になってくださる方を募集するため、毎月第3日曜日に譲渡会を定期開催しています。動物愛護センターに収容中の犬や猫だけではなく、市に登録している動物愛護団体の保護している犬や猫の参加も予定しています。ぜひお話しあわせの上、ご来場ください。

今後の開催予定日

- 7月17日 (日) 14～16時
- 8月21日 (日) 14～16時
- 9月25日 (日)

(9月は動物愛護フェア内で開催予定)



慰霊祭のご案内

動物愛護センターにおいて殺処分、死亡した動物及び健康安全研究所などにおいて試験・研究のために用いられた動物の慰霊祭を執り行います。

開催日時 9月21日 (水) 14:00～15:00

開催場所 川崎市動物愛護センター

動物愛護フェアかわさきのご案内

今年も動物愛護フェアを開催いたします。

譲渡会の開催時間につきましては、次号にてご案内いたします。

開催日時 9月25日 (日) 10:00～15:00

開催場所 麻生区役所

ペットの災害対策について

地震等の災害に備え、皆さんは日頃からどのような対策をされていますか。

災害発生時には、人だけでなくペットも危険にさらされます。日頃から防災用品の準備やしつけ、迷子対策をしつかりと行い、災害に備えましょう。

■ペットの防災用品の準備

避難所にはペットのための備蓄食糧は用意されていません。救援物資が遅れることも想定し、以下を参考に備えておきましょう。

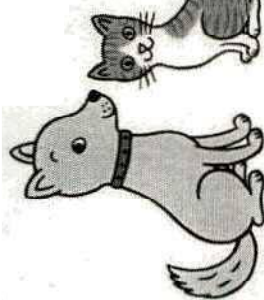
- 食餌および水 (最低5日、できれば7日分)
- 常備薬
- トイレ用品
- キャリーバッグ・ケージ・首輪・鎖や十分な強度のリード
- ペットの写真 (飼い主と一緒に写っているもの)
- ビニールシートや段ボール・毛布など避難所であるといもの



なお、川崎市では、「ペットの飼い主のための防災手帳」を、

各区役所保健福祉センター衛生課窓口、動物愛護センターにて無料で配布しております。

ペットをきめた防災対策を御家庭で話していただくきっかけにしてください。



わんわんしपोर्ट

平成28年8・9号 No.369



川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237

Copyright (C) 2010 Mari Torioka.

9月20~26日は「動物愛護週間」です

国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めるため、「動物の愛護及び管理に関する法律」において、9月20日から26日を動物愛護週間と定めています。川崎市では以下のイベントを開催予定です。

9/25 (日)

10:00~15:00

動物愛護フェアかわさき 2016

@麻生区役所(麻生区万福寺 1-5-1・2)

今年の動物愛護フェアは、麻生区役所会場で開催となります。

動物愛護センターでは、動物愛護フェアの会場で『犬・猫の譲渡会』を実施します。そのほか、区役所会場ならではの広い空間を活かして、以下のイベントや展示を行いますので、ぜひ御来場ください！

- 犬・猫の譲渡会 (譲渡会は11~14時です。)
- 迷子札作成コーナー
- ペットの防災コーナー
- 盲導犬・聴導犬デモンストラーション
- わが家のペット写真展
- 映画上映、その他

9/21 (水)

14:00~15:00

動物慰霊祭

@川崎市動物愛護センター(高津区蟹ヶ谷119)

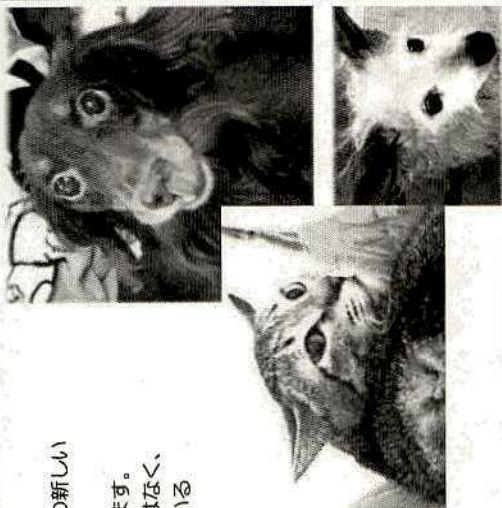
川崎市動物愛護センターにおいて給処分または死亡した動物及び健康安全研究所などにおいて試験・研究のために用いられた動物の慰霊祭を執り行います。

譲渡会のご案内

動物愛護センターでは、収容された犬や猫の新しい飼い主になってくださる方を募集するため、毎月第3日曜日に譲渡会を定期開催しています。動物愛護センターに収容中の犬や猫だけではなく、市に登録している動物愛護団体の保護している犬や猫の参加も予定しています。ぜひお話しあわせの上、ご来場ください。

今後の開催予定日

- 9月25日 (日) 11~14時 (9月は動物愛護フェア内で開催予定)
- 10月16日 (日) 14~16時
- 11月20日 (日) 14~16時



カミナリ・花火に注意してください！

カミナリや花火の音にびっくりして、犬が家から飛び出し、逃げてしまった事例が複数報告されています。なかには**網戸を突き破ってしま**うケースも！！

大きな音が鳴る際は窓や扉をしっかりと閉めていただくなど、事故防止に努めましょう。

ペットの災害対策について Vol.2

ペットの災害対策について、前回号ではペットの防災用品の準備について掲載しました。今回は安全な住環境の確保についてご案内します。地震が起きると家具が転倒したり、窓ガラスが破損したりすることが考えられます。飼い主とペットのために生存空間の確保を図りましょう。



- 室内でペットを飼っている方
家具の転倒防止策や、ガラスに飛散防止フィルムを貼るなどしましょう。
- 屋外でペットを飼っている方
ブロック塀の倒壊やガラス・瓦の落下が防げる場所で飼育しましょう。また、驚いて逃げ出したりしないよう、柵の高さなどもう一度見直してみましょう。
- 水槽やカゴでペットを飼っている方
水槽やカゴの転倒防止対策をし、破損防止のため、水槽にガラス飛散防止フィルムを貼りましょう。

川崎市では、「ペットの飼い主のための防災手帳」を、各区役所保健福祉センター・衛生課窓口、動物愛護センターにて無料で配布しております。ペットを含めた防災対策を御家庭で話していただくきっかけにいただければ幸いです。



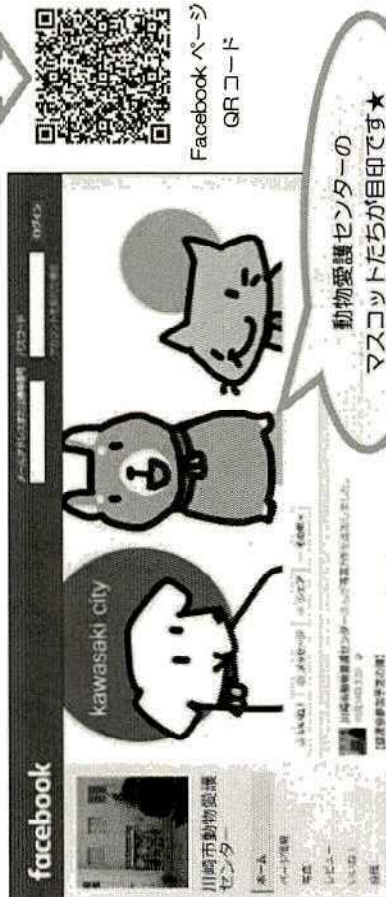
川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237

Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

川崎市動物愛護センターの Facebookをはじめました。

このたび、川崎市動物愛護センターの公式Facebook ページを開設しました。
ページ名は「川崎市動物愛護センター」です。

ホームページ URL : <https://www.facebook.com/川崎市動物愛護センター-1735717170027363/>



川崎市動物愛護センターが実施する、動物の譲渡事業や適正飼養啓発事業、動物愛護普及啓発事業などの情報提供を効果的に行うことを目的に開設いたしました。運営にあたり、原則、フォローや返信は行いませんが、「いいね」やシェアは大歓迎です！！

川崎市動物愛護センターFacebook アカウント運用ポリシー：
<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000080444.html>

譲渡会のご案内

動物愛護センターでは、収容された犬や猫の新しい飼い主になってくださる方を募集するため、毎月第3日曜日に譲渡会を定期開催しています。動物愛護センターに収容中の犬や猫だけではなく、市に登録している動物愛護団体の保護している犬や猫の参加も予定しています。ぜひお誘いあわせの上、ご来場ください。

今後の開催予定日

- 11月20日(日) 14~16時
- 12月18日(日) 14~16時
- H29年1月15日(日) 14~16時

動物愛護フェアかわさき2016のご報告

9月25日に麻生区役所で行われました動物愛護フェアかわさき2016での譲渡会は、約650名の方々にご来場いただきました。ご来場いただきました皆様、どうもありがとうございました。

また、動物愛護センターからは猫4頭の譲渡が決まりましたので、併せてご報告させていただきます。

ペットの災害対策について Vol.3

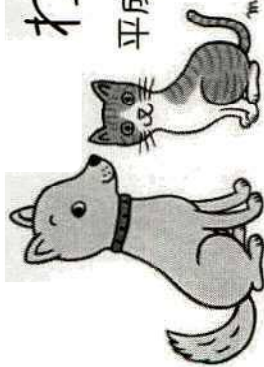
ペットの災害対策について、前回号では安全な住環境の確保について掲載しました。今回は日常のしつけとマナーについてご案内します。

犬や猫を収容施設に預ける場合、適切な取扱いを受けるためには日常のしつけが大切になります。

1. 非常時には、クレート(ケージ)でペットを飼養することが考えられます。普段からクレートになれさせるようにしましょう。
2. 避難場所は日常の環境と異なるため、おびえて鳴いたり、隠れたりすることが考えられます。犬の場合は、普段から社会的トレーニングを心がけ、無駄吠えなどをしないようにしつけましょう。
3. ペットに所有明示をすることは必須条件です。犬の鑑札や迷子札をつけたり、マイクロチップを挿入するなどして所有者明示をしましょう。
4. 放し飼いや糞尿の不始末は、周囲に大きな迷惑をかけます。普段からルールを守って地域の人に愛されるように飼いましょう。



川崎市では、「ペットの飼い主のための防災手帳」を、各区役所保健福祉センター衛生課窓口、動物愛護センターにて無料で配布しております。ペットを含めた防災対策を御家庭で話していただくきっかけにしたいと考えています。



わんわんしポート

平成28年12・1月号 No.371



川崎市動物愛護センター
川崎市高津区壺ヶ谷 119
電話 044-766-2237

Copyright (C) 2010 Mari Terigoe.

犬のしつけ教室を開催します。

デモンストレーション犬によるしつけ場面を交えながら、犬のしつけの基本や、犬との暮らし方、コミュニケーションの大切さについて話をします。大と楽しく暮らすために、皆さまのご参加をお待ちしています。

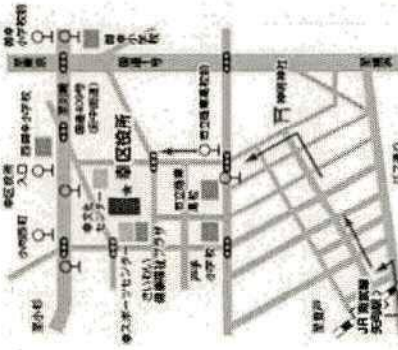
講師：廣田 知子 先生 (かわさき犬・猫愛護ボランティア、家庭犬しつけインストラクター)

■第1回

H29年1月11日 (水)
午後2時～4時
場所：幸区役所 第1・2会議室
(幸区戸手本町1-11-1)

■第2回

H29年1月20日 (金)
午後2時～4時
場所：麻生区役所 保健ホール
(麻生区万福寺1-5-1)



※各回とも同じ内容となっています。ご注意ください。
※飼い犬を連れての参加はできません。

【お申し込み・お問い合わせ】

事前にお電話でのお申し込みをお願いいたします。

川崎市動物愛護センター 電話：044-766-2237

譲渡会のご案内

動物愛護センターでは、収容された犬や猫の新しい飼い主になってくださる方を募集するため、毎月第3日曜日に譲渡会を定期開催しています。動物愛護センターに収容中の犬や猫だけではなく、市に登録している動物愛護団体の保護している犬や猫の参加も予定しています。ぜひお誘いあわせの上、ご来場ください。

今後の開催予定日

- H29年1月15日 (日) 14～16時
- H29年2月19日 (日) 14～16時
- H29年3月19日 (日) 14～16時



かわさき犬・猫愛護ボランティア研修会が開催されます。

『アメリカから学ぶ～日本の動物福祉の未来～』と題し、殺処分ゼロパブルの問題、不妊去勢手術、着取りや介護、多頭飼育崩壊等、アメリカでの事例も含めて、さらに掘り下げて講演いただきます。ぜひご参加ください。

- 講師：西山ゆう子先生 (獣医師、シェルター・コンサルタント、保護動物アドバイザー)
- 日時：平成29年1月22日 (日) 受付 13:00 講演 13:30～16:15
- 会場：川崎市中原区役所 501 会議室 (川崎市中原区小杉町 3-245)
- 参加費：無料 どなたでもご参加いただけます。
- 定員：先着 90 名 事前受付 早目の申込みをお願いします。
- 申し込み・問合せ先：
氏名、連絡先、住所地 (川崎市内、川崎市外) を記してメールにて申込みください。
かわさき犬・猫愛護ボランティアセミナー委員会担当
森茂樹 smori@theia.ocn.ne.jp FAX044-272-6041 (FAX でも受付可)

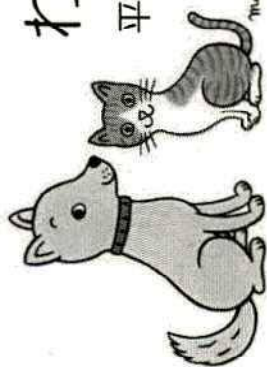
ペットの災害対策について Vol.4

ペットの災害対策について、前回号では日常のしつけとマナーについて掲載しました。今回は災害時の飼育場所の確保についてです。

災害時に避難をしなければならなくなったら、人にとってもペットに避難所生活は過酷なものです。また、避難所でペットを飼うことができない場合もあります。事前にペットを一時的に預かってもらえる親戚や友人を探すなどよいでしょう。

川崎市では、「ペットの飼い主のための防災手帳」を、各区役所保健福祉センター衛生課窓口、動物愛護センターにて無料で配布しております。ペットを含めた防災対策を御家庭で話していただくきっかけにしていければ幸いです。





わんわんしポート

平成29年2・3月号 No.372



川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237

Copyright (c) 2010 Mari Torigoe.

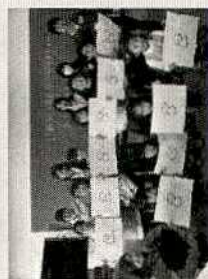
ミニたまゆりに参加しました。

2月11日(土)、川崎市麻生区の田園調布学園大学で開催された『ミニたまゆり』に参加しました。『ミニたまゆり』とは、子どもたちが労働体験を通じて社会の仕組みを学ぶ教育活動です。動物愛護センターのブースでも多くの子どもたちが動物について勉強したり、職業体験に参加しました。

☆犬が幸せに暮らすために必要なものを考えよう(低学年向け)



お友達と相談したり、飼育に必要な道具を実際に見て、犬が幸せに暮らすために必要な物の絵を描きました。



迷子の犬(ぬいぐるみ)を実際に保護し、情報を整理しました。
飼い主への指導内容・再発防止策も考えました。

☆迷子の犬の飼い主を探そう(高学年向け)



譲渡会のご案内

動物愛護センターでは、収容された犬や猫の新しい飼い主になってくださる方を募集するため、毎月第3日曜日に譲渡会を定期開催しています。動物愛護センターに収容中の犬や猫だけではなく、市に登録している動物愛護団体の保護している犬や猫の参加も予定しています。ぜひお問い合わせの上、ご来場ください。

今後の開催予定日

- H29年3月19日(日) 14~16時
- H29年4月16日(日) 14~16時
- H29年5月21日(日) 14~16時

アゼリア広報コーナーに出展します!

H29年4月13日(金)~27日(木)、川崎駅アゼリアの「市役所通り」出口の広報コーナーにて「川崎市動物愛護センター」のコーナーを設置します。ぜひお立ち寄りください。

出展内容(予定)

- 譲渡会のご案内
- 2016年度に譲渡した動物たちのご紹介
- 新センターのご紹介
- 鑑れならびに狂犬病予防注射済票の装着について
- 防災手帳のご紹介

※出展内容は変更になる場合がございます。なにとぞご了承ください。

ペットの災害対策について Vol.5

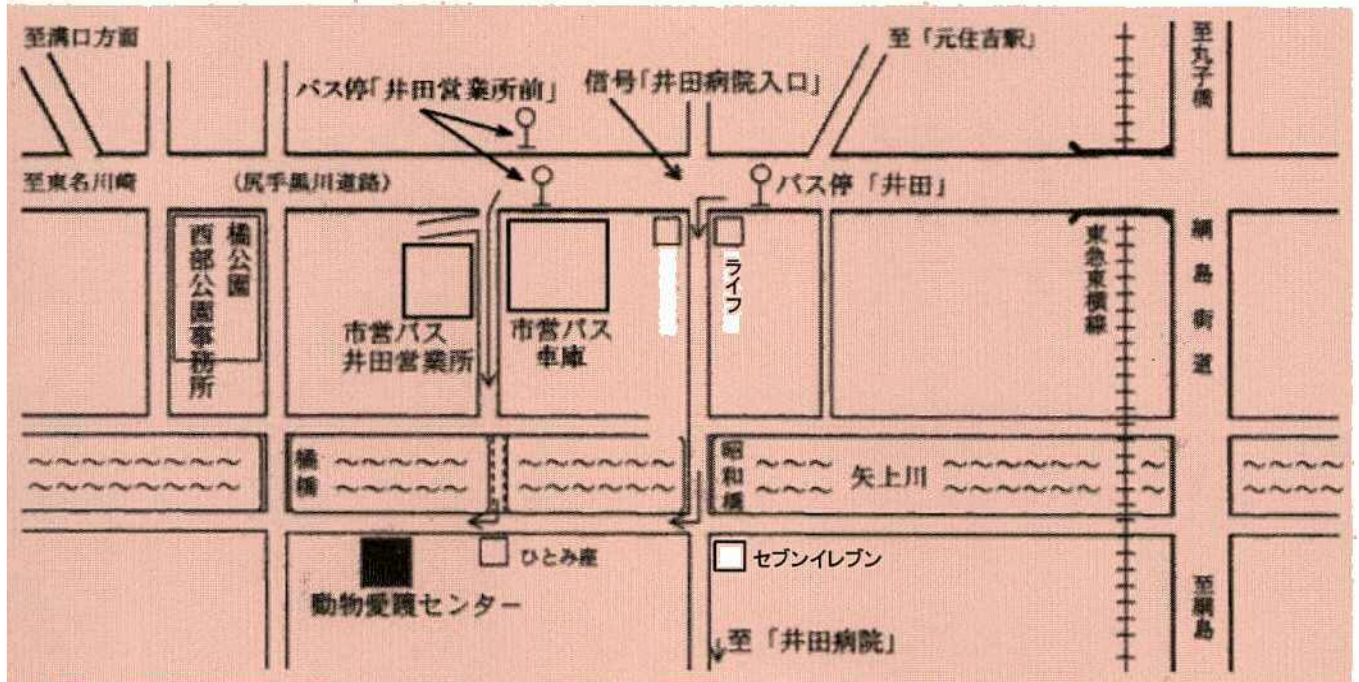
ペットの災害対策について、前回号では災害時の飼育場所の確保について掲載しました。連載最終回は病気の備えについてです。

- お薬：常備薬等がある場合は、人間の防災グッズと一緒に数日分以上を用意しておくよいでしょう。処方箋と一緒に防水袋に入れると安心です。
- 既往歴：かかりつけの動物病院が被災し、診療を受けられなくなることも考えられます。既往歴や健康状態、飼い主の連絡先などを記録したものを準備しましょう。川崎市で配布している防災手帳で代用することもできます。
- ワクチン：感染症の流行に備え、かかりつけの動物病院と相談しながら必要な種類のワクチンを接種しましょう。



川崎市では、「ペットの飼い主のための防災手帳」を、各区公所保健福祉センター衛生課窓口、動物愛護センターにて無料で配布しております。ペットをきめた防災対策を御家庭で話していただくきっかけにいただければ幸いです。

案内図



川崎市動物愛護センター

住所 川崎市高津区蟹ヶ谷119

電話 044-766-2237

(1) JR武蔵新城駅から市営バス

井田病院 行き

川崎駅西口 行き

井田営業所 行き

上平間 行き

井田営業所前 下車 徒歩5分

(2) JR川崎駅西口から市営バス

井田営業所 行き

新城駅 行き

蟹ヶ谷 行き

井田営業所前 下車 徒歩5分

井田病院 行き

井田 下車 徒歩10分

編集発行

川崎市動物愛護センター

川崎市高津区蟹ヶ谷119

電 話 044(766)2237

FAX 044(798)2743

発行日 平成30年3月